

第 501 回福井地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日 時 令和 5 年 7 月 3 日（月）午後 1 時 30 分～午後 3 時 15 分
- 2 場 所：福井労働基準監督署 2 階 会議室
- 3 出席状況：【出席 14 名：欠席 1 名】
公益代表委員 新宮会長、井花委員、上野委員、岡崎委員、坪川委員
労働者代表委員 九野委員、小林委員、玉川委員、山田委員、山本委員
使用者代表委員 江端委員、酒井委員、豊嶋委員【欠】、中山委員、山埜委員
事務局 田原労働局長、青木労働基準部長、木村賃金室長、川口室長補佐
- 4 議 題：
 - (1) 福井県最低賃金の改正決定について（諮問）
 - (2) 福井県最低賃金専門部会の設置について
 - (3) 最低賃金審議会令第 6 条 5 項の適用について
 - (4) 特定最低賃金の審議手法及び審議日程について
 - (5) その他

〈議事録〉

○新宮会長

ただいまから、第 501 回福井地方最低賃金審議会を開催します。

皆様にはお忙しい中、大変暑い中、御出席をいただきましてありがとうございます。

なお、本日の審議会につきましては、会議公開に伴う傍聴希望により、1 名の傍聴者がいらっ
しゃいますことを報告いたします。

では、最初に資料の確認と、定足数の確認を事務局からお願いします。

○川口室長補佐

はい、お手元の資料ですが、会議次第、委員名簿、A 4 ホッチキス止め資料をお配りし
ております、目次記載のとおり運営規程です。

これとは別に、封筒に入れた机上配付資料がございます。

こちらにつきましては、「最低賃金決定要覧 令和 5 年度版」の正誤表となっております。

前回の会議で訂正について申し上げました、当局の特定最低賃金の適用使用者数、適用労働者
数を踏まえた正誤表になります。

また、各労働組合から提出のありました要請書を回覧させていただきますので、適宜御参照い
ただければと思います。

次に、定足数を報告いたします。

本審議会に、豊嶋委員が所用により本日欠席となっております。よって、委員総数 15 名
のうち 14 名の出席となっており、委員総数の 3 分の 2 以上又は各側委員の 3 分の 1 以上の
御出席をいただいておりますので、本審議会が有効に成立していることを報告いたします。

事務局からは以上です。

○新宮会長

中山委員は遅れていますが、いずれにせよ定足数は充足していますので、進めさせていただきます。

○川口室長補佐

失礼しました。中山委員は遅れる旨の連絡が入っています。

○新宮会長

それでは、議題（１）「福井県最低賃金の改正決定について（諮問）」に入ります。
事務局からお願いします。

○木村賃金室長

ここで、田原労働局長から、諮問文を読み上げました後、新宮会長にお渡しさせていただきます。当局ホームページ用の写真を撮影させていただきますので、御了解をお願いします。

なお、諮問文の（写）を、配付資料に入れておりますので、御確認をいただければと思います。

それでは、新宮会長、局長、会場中央にお進み願います。

〈田原労働局長が諮問文を読み上げ、新宮会長に手交した〉

○新宮会長

ただいま田原労働局長より「福井県最低賃金の改正について」の諮問をいただきました。
今後、当審議会として改正に関する審議を実施することになりましたので、委員の皆様方
よろしく願いいたします。

それでは、ここで、田原労働局長より御挨拶いただきたいと思います。

○田原労働局長

ただいま、令和５年度の福井県最低賃金の改正決定について、福井地方最低賃金審議会に諮問
をさせていただきました。

諮問文につきましては、６月３０日、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対し提出された目
安額に関する調査審議の内容に準じたものとなっており、本年６月１６日に閣議決定された「新し
い資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改定版」及び「経済財政運営と改革の基本方針
2023」、いわゆる「骨太の方針」に配意した調査審議をお願いしたいと思っております。

その、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改定版」での、最低賃金に関す
る部分を読み上げさせていただきます。

「最低賃金について、昨年は過去最高の引上げ額となったが、本年は、全国加重平均 1,000 円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論をいただく。また、最低賃金の地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を 4 つから 3 つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図る。本年夏以降は、1,000 円達成後の最低賃金引上げの方針についても、「新しい資本主義実現会議」で議論を行う。」

とされているところでございます。

県内の最低賃金を取り巻く情勢は、雇用失業情勢では依然として人手不足が強く、有効求人倍率（季節調整値）が 1.96 倍で、45 か月連続、全国 1 位で推移しています。

労働者の生活面に目を向けますと、本年 5 月の福井市の消費者物価指数は前年同月比 3.3% 上昇となりました。最新の本年 4 月毎勤統計による県内の実質賃金指数は、消費者物価指数の上昇もありまして前年同月比 7.7% 減となり、労働者の生活は厳しさが増しております。

その一方、県内の景気について、日本銀行福井事務所によれば、「生産面に弱さが見られるものの、緩やかに持ち直している」とされております。

福井県最低賃金の改定審議につきましては、ランク数の変更後、本県が「B ランク」となっており、初めてとなります。

委員の皆様におかれましては、今後、中央最低賃金審議会から示される目安額などを参考にさせていただきつつ、県内の情勢を踏まえた総合的な観点から、審議を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、委員の皆様には、夏本番となりますこの暑い時期に、短期間での御審議をお願いすることになりますが、御協力を賜りますようお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○新宮会長

ありがとうございました。

続きまして、議題（2）「福井県最低賃金専門部会の設置について」ですが、福井県最低賃金の改正に関する調査審議につきましては、最低賃金法第 25 条第 2 項に基づき、専門部会に付託することになります。

この専門部会につきましては、事務局から説明をお願いします。

○木村賃金室長

はい。地方最低賃金審議会は、最低賃金の改正の決定について調査審議を求められたときは、関係労使の意見の反映について特段の配慮を必要とするため、関係労使を代表する委員からなる専門部会を必ず設置することとされています。

専門部会は、公労使各 3 名による合計 9 名の委員構成となり、労働者代表委員・使用者代表委

員につきましては、推薦公示の経路を経て任命をさせていただくことになっております。従いまして、本日より福井県最低賃金専門部会の労働者代表委員・使用者代表委員の推薦公示を開始し、公示期間については7月19日（木）までの約2週間で予定しております。

なお、公益代表委員につきましては、労働局長が適任者を任命することになっておりますし、公労使いずれの委員につきましても、本審委員の方が専門部会委員を併任することが可能となっております。

また、本日の諮問を受けて、専門部会の設置とは別に、関係労使の意見をお聴きする必要がありますので、本日より7月24日（月）までの3週間、金額改正に関する意見聴取の公示を実施する予定であることを申し添えます。

以上です。

○新宮会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの諮問及び専門部会の設置につきまして、何か御意見、御質問等はありませんか。

よろしいでしょうか。

〈意見なし〉

○新宮会長

続きまして、議題の（3）「最低賃金審議会令第6条第5項の適用について」に入ります。事務局から説明をお願いします。

○木村賃金室長

最低賃金審議会令第6条第5項においては「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」とされています。

福井地方最低賃金審議会においては、例年「専門部会で全会一致の議決が行われた場合は」この規定を適用しております。すなわち、専門部会の結審が全会一致による結論が得られた場合には、専門部会の決議を審議会の決議とし、審議会による決議は実施しないこととなります。

つきましては、本年度審議される地域別最低賃金及び全ての特定最低賃金の専門部会の結審において全会一致による議決がそれぞれなされた場合には、例年どおり審議会令第6条第5項により取り扱うか、御審議をお願いします。

以上です。

○新宮会長

今の説明はよろしいでしょうか。

何か御意見はありますか。

専門部会の段階で全会一致である場合には、審議会は専門部会での結果を尊重し、その結果を審議会の結果とするということであり、全会一致でない場合には、審議会ですべて結審するとい

うものです。

よろしいでしょうか。

〈意見なし〉

それでは、「本年度審議される地域別最低賃金及び全ての特定最低賃金の専門部会の結審において、全会一致により議決した場合には、審議会令第6条第5項を適用する」こととし、専門部会の決議をもって、審議会（本審）の決議とすることとします。

よろしく願いいたします。

○新宮会長

それでは、議題（4）「特定最低賃金の審議方法及び審議日程について」に移ります。

前回の審議会では、特定最低賃金の審議方法について、御意見をもち寄っていただくようお願いしておりました。

前回の審議会では、①小委員会を設置する、②関係労使当事者のイニシアティブ方式によって事前協議を行う、③小委員会を設置せず、必要性の審議日程を1日増やして2日間するなどの提案があったところです。

本日は、本年度の審議方法について、各側から御意見を伺いながら、決めていきたいと思っております。

事前に事務局の方から労使それぞれの一部の委員の方に御意見をお伺いしたとも聞いております。その辺りに基づいての御発言でもよろしいかと思っておりますので、先ず、労使それぞれから審議の進め方について御意見がございましたらお願いしたいのですが、いかがでしょうか。労使どちらからでしょうか。使側で何方かございますか。

山埜委員、いかがですか。

○山埜委員

使用者側としては意見の統一はしていないのですが、個人的な意見ですが。

○新宮会長

はい。それで結構です。

○山埜委員

事務局が作っていただいた案ですが、②関係労使当事者のイニシアティブ方式によって事前協議を行うことは、無いのかなと感じております。

小委員会を設置するについては、事前に事業者の方を選んで、実情をお話しいただいて、それはそれなりに意味があるのかなと思います。労使それぞれに委員に対してのしごらみがあって、柔軟な着地点を見出せなかったのが反省かなと感じております。

そこで、4業種について申出書が提出されると思いますが、申出書の検証といいますか、申出の内容について改めて、どういうことで申出がなされたのか、申出に係る事業所は比較

的県内でも賃金が高いところの事業所だと思うのですが、そこら辺がどういう意識の下、最低賃金を労働協約として交わしているのか、そういうことをお聞きして、必要性審議という流れになる方法も一つあるのかなと思います。

また、小委員会の位置付けというものを労働協約書の中身の検証という位置付けにすると、どういった必要性があるのか、お互いに分かり合えるのではないかと、どちらかというところ、歩み寄る姿勢の下でそういうことをすれば良いと感じました。

○新宮会長

ありがとうございます。

何か補足してございませんでしょうか。

○江端委員

はい。今、初めてお聞きして、なるほどと思いました。

昨年も、私が指摘したことですが、最初出てきた申出書と途中、局と組合といろいろやり取りがあって、修正をしたみたいなお話もございましたし、山埜さん言われましたように、申出書の中身というものを御説明いただいて、3分の1以上の企業の状況と福井県全体のその業種の状況を検証なり、勉強しながら、そういう時間があると良いと思います。

○新宮会長

ありがとうございます。

労側はいかがでしょうか。

○玉川委員

はい。会長が言われた1番、2番、3番の中では、我々の中でも意見を交わしました。前回の審議会の中でも使用者側の先生方から特定最低賃金そのものの業種が、これまでと同様に必要なかどうかのお話もありましたので、改正の必要性を問う審議において、そういう御意見があったものですから、前回の流れもあったかと思っています。

それを受けて小委員会あるいはイニシアティブ方式、3番というのは別かと思いますが、1番、2番どういった形で審議したらいいかということで、少し意見を交わしました。

1番、2番にしても、イニシアティブ方式が基本ですし、これが審議会で議論するということが、当然水面下というか事前に労使の中で行われて当然でしょうという位置付けと考えれば、ここに出てくること自体が我々としては恥ずかしい話です。

それでも、ここに出てきているということであれば、労使が真摯に2番の方式も検討いただくことは、すごく有難いことだと考えたところです。

ただ、前回お話ししたとおり、イニシアティブ方式が使用者の先生方の御理解いただく形で、形が整わないと話になりませんので、なかなか審議会外活動ということでやるということも無理があるのかなと思っています。

審議会で議論するよりは、事前に機会を設けながら使用者側の先生や、もしかすると労働

協約の当事者の使用者側や労側が必要なのもかもしれませんと言いたいところです。

小委員会がいいのかとなると昨年の小委員会で見えてきた課題と言いますと、それぞれがお呼びした参考人がある程度それぞれの立場を理解した上で発言されていますので、あまり業界等の状況を説明頂けるといことで、そういう意味では労使にかかわらず同じような認識を持っている場合も多かったので良いと思っているのですが、最終的に平行線でした。

その意見を聞いたがゆえに、その意見を重要視する必要が出てきて、そこに沿った形で互いの主張を最後まで貫かざるを得なくなると意味では、小委員会の目的として、どうやって改正審議に必要性を見出していくか、必要性の有無について、労使の立場を越えながらも理解していくかということ、前回のような形では難しいのかなと思います。

1番、2番にしても、両方とも、労側としては形だけでは満足いくものにはならないのではないかと考えているところです。

結論から申し上げますと、3番の必要性審議を数日間設けることについては、この中でいろいろな議論ができればという考え方を持たれるならば、これは必要かなと考えているところです。

先ほど、労働協約のことを先生方が言われていますが、我々としては当該産業の当事者というか、当該労使の使用者側の意見が審議会の中で、必要性審議の場において、あまり重要視されてこなかったなという思いがいたしまして、労働協約の重要性や労働協約の中身については当然見ていただければ良いと思うのですが、使用者側がいて初めて労働協約ができるということを使用者側意見の反映というか、そういったこともすごく重要だと思っています。

こういう場が、公式か非公式かは別として、ないと我々が公正競争ケースではなくて労働協約ケースで申出申請をしているということの重要性について、もう少し御理解頂きたいというのが率直な意見として思っています。

1番、2番いずれにしても、そこが重要視されないと形だけで、小委員会方式やイニシアティブ方式にはならないというのが、全体的な意見だったということです。

○新宮会長

ありがとうございます。

今、双方お聞きして、労働協約での申出内容やそれに関わる使用者側の御意見とか、具体的な諸事情を検証することが重要な要件であることは一致したのではないかと思います。

実際に必要性の審議をする際には、この辺をきっちりと議論する時間を取ることが必要になりますし、そのためにそれぞれ、特に労側は申出の提出側ですので、その辺を丁寧に説明していただいて、場合によっては使側がどういうつもりで労働協約に臨んだのかということも含めてお示しいただきながら、必要性の審議に資する形で御説明頂くことが重要になってくる気がします。

もし、そうであるならば、必要性審議は各業種ごとに1つずつ丁寧にやっていく必要があると思いますので、場合によっては2日間かける必要があるかもしれません。そういう形で今年は進めていくことでよろしいでしょうか。

〈異議なし〉

これが、公益からの提案でもあります。事前にいろいろ議論させていただきました。特定最賃をどうするか、本質的な議論をすべきではないかと使側からも頂いていましたので、重く受け止めまして、どうしようかと。

1つはスケジュールが立ってしまうと、スケジュールの中で進めていかなければならず、本年度、今、申し上げるような形で進めるにしても、どこかできちんと議論しましょうと使側の御提案のとおりと受け止めましたので、何かそういう機会を設けたいと思います。

ただ、何分、特賃が議論になるのは、地賃の急激な上昇の中で特賃の意義をどう考えるか、根本的な問いかけが、おそらく出てくるのが背景にあると思います。

どうしても制度の枠組みの中で我々が処理するとなると、審議会の中でまどろっこしい議論をしなければならないところがあります。

一つ、公益委員の中からの提案でもありましたし、それも我々の提案としたいのですが、何らかの形で、非公式でもいいので、福井における経済界、労働界のトップレベルで、この辺りをどう考えるのか、商工会議所とか経営者協会とか中央会とか、連合さんとかトップが福井県の最低賃金をどうしていくか、議論していただく場を設けることはできないでしょうか。

毎年、きちんとした議論を避けて、任期付きの委員だけで議論していると毎年理解が変わっていくようなところがございますし、我々としても過去の事例に引きずられながら施行しているところもあるので、ちょっとこういう機会に議論してみることができないか、我々からの提案なんですけど、いかがでしょうか。

今年度の特賃とのスケジュールとは別に、やっていただくことができないか提案なんですけど。

この点について、皆さんいかがでしょうか。

○江端委員

中央会の話をしてみると、現実的になかなか難しい。会長の日程を取ることも厳しいですし、企業の方でも意見は分かれると思います。我々は中小企業、小規模事業者を集める団体ですし、商工会議所は中堅以上の企業ということで、かなりこちらは連合と違っていろいろな意見があると思います。なおかつ日程上の問題で難しいと思います。

そういう時間を設けるのは、少なくとも私どもの団体については難しいなと思います。

○山埜委員

江端委員ことに近いですが、会長がおっしゃるのはトップどおしの会議ということでしょうか。

○新宮会長

どこかで、少しですね、今のままだと空中戦というか、やや理念的な、かつ、これまで我々がやってきた慣例に縛られながら議論していくことになっている気がします。自分自身が思うくらいです。

そこで、地賃が急激に上昇している中で、これをブレイクスルーするような機会がですね作れないかというのが提案の主旨です。

どういう形で具体的に持つのかはイメージ出来ていないのですが、できれば一度、そのことを自体をテーマにして話していただく機会があって、それが審議会のフィードバックされると、少し我々としても今みたいな膠着状態を避けられるのではないかと期待を持っています。

○山埜委員

経営者協会の場合、トップは大きい企業の代表が会長となる例が多いので、最低賃金のことに対する知識が会長によって変わる場合が多いので、もっともっと上げればよいよという会長さんもおられれば、抑えればということもあるかもしれず、いい議論ができないのではないかという感じがしています。

それから、特定最低賃金の制度そのものが必要ないのではないかと、なるべく申し上げていきますので、見直す議論はありがたいと思っています。法律にある制度ですので、地方として問題点や課題を一つ一つ洗い出して、国に要望するみたいなものがあるといいかなと感じていました。トップ同士の会談というのは、成果が出にくいのかなと感じています。

○新宮会長

我々はこの間、特に、コロナと地賃の急激な上昇と両方の要素の中で特質の位置付けがいまいになってきたけれども、制度そのものは残っているわけですね。どう扱うかに関して難しい状況になっている認識を深める過程だったと思います。

山埜委員が御指摘くださったような形で、うまく機能していない原因の一つかなと考えています。それは何らかの対応が必要かなと思っているのですが、その中で審議会という場のメリットやデメリットがあると思うのですが、ここ数年の動きを見ていると膠着状態のように見えるものですから、何かそれを突破する回路として、少し経済界と労働界がですね、本気で議論してくれないかなと、我々の本音の部分のところなんですけど。

○江端委員

経済界で集まる機会とか、そこに連合の会長さんも入る機会がありますが、それも本当に限られた時間ですし、限られた時間を取れるか取れないかという調整を行っていますし、なおかつ、その話はもう2段階上の話なんですけどね。

特定最賃をどうするかという話は、まさに会長が私に向かって、ちゃんと議論をしろよと、ちゃんとお前たちの仕事だぞと言われていたものですから、その意味では上のレベルで特定最低賃金の話をしても、それはちょっと違うかなという感じがしています。

先生の気持ちは分かるのですが、経済界のトップとか、連合のトップとか2段階高いレベルの話を限られた時間の中で話すことはあっても、特定最低賃金に特化したような話し合いをトップでというのは難しいと思います。

○新宮会長

労側何かありますか。

○玉川委員

トップ同士の話の場を作るという話ですが、今年特定最低賃金をどうするとか、この先、その産業全体での考え方について、どう扱っていくまでで率直に議論していただけるのかなと、お聞きし受け止めましたが、そこで、新宮会長が望まれてる、労使での方向性の結論出るかというクエスチョンだと思います。

この最低賃金審議会あて要請させていただきましたが、トップ同士の話し合いで経営者側との要請の場所について既に作っています。そこで、「最低賃金上げられるよね」と話しは出ますが、中小零細等いろいろな企業があるので、絞って話をいただいても、「どうして特定最低賃金が必要なのか」とか「制度としてどうなのか」といったことが、出る場合もあり、その会議で違う特定最低賃金の業種が出たり、「この業種いらぬ」となったり、トップ同士の話の結論が、本審議会の結論にならないため、新宮会長が期待する話にならないと思われま。

○新宮会長

福井県だけが、特定最低賃金について、なかなか必要性の審議についてうまくいっていないというのが大きな懸念となっております、突出して改定状況が他県と比べて悪いとなっていない状況もありますし、うまくブレイクスルーできないかなと思っております。

もちろん議論の中で見直しを徹底的に進めるべきだという議論になってもいいかなとも思っております。

そういうときに労働界、経済界の方々の空気間がある程度でき上がってくると、我々もそういうものを考えて、前に進めるのではないかとも思います。

個別議論に入りますと、底辺の労働者と条件の悪い経営者方の立場を主張されますので、議論は最後に平行線となってしまいます。

そうすると多数決、これもよいとは思いませんが、なかなか全会一致という決定方式では、使用者側のイニシアティブで、必要性あり・なしをやらざるえない状況の現実がありますし、特定最低賃金については、難しい状況がここ数年続いています。

公益としましても、いろいろと考えた結果でございます。

○江端委員

我々が決めたことを最後はトップのほうで考えるということはあるかと思えます。新宮会長の気持ちもすごくわかります。方向性を出すということですね。しかし、特定最低賃金の議論でトップが集まるのは難しいかと思われま。

○新宮会長

賃金をめぐる議論は、是非経済界で使用者側、労働者側で積極的にしていただく問題だと思います。どうですか、皆さん。

○上野委員

経営者と労側が議論してもおかしくない。特定最低賃金の議論は、イニシアティブをとっているのが「労使の話合い」であり、どれくらい引き上げられるか話合いがあることは、カードとしてきれる。

あまりに中央審議会の決定事項と我々が悩んでいる特定最低賃金について、地場経済を考えると、その目安額に対して、どう今年は、議論していくか、恐らく高くなる中央最低賃金審議会での目安額との落差、福井県特定最低賃金審議にどう落とし込んでいくか議論すべきだと思われる。

その中で、福井の経済界、それが経営者であり、労働者の代表であり、両方の中で1つコンセンサスがあるということも大事である。経営者のトップが最低賃金について議論するのは良いと思われる。我々公益だけでジャッジするのは難しいのではないか。労使の中で何となくコンセンサスがあった中で金額を落とし込む手法が良いと思う。これは願望であるが。福井においては、使用者側も労働者側もそれぞれ納得いく賃金になると思われる。

○江端委員

最低賃金を上げていくというのは世の中の流れかと思いますが、業種により、個別対応が必要かと思われます。全体として、地域別最低賃金を上げていくという流れですよね。

○上野委員

それは、言わずもがなですね。

○江端委員

私は、特定最低賃金は業種ごと吟味する必要があるかと思います。

企業規模によっては、引上げが困難なところもあるかと思いますが。

おそらく経済界は、地域別最低賃金を引き上げることはしょうがないと思っていると思いますが、特定最低賃金の方はどうか。

○上野委員

私は、特定最低賃金について、上げるべきではとまでは言っておりませんよ。

福井県の現状は見るべきだと思っています。地域別最低賃金の目安額が出たとして、特定最低賃金の引き上げはずいぶん落差が大きいと予想される。福井県は価格転換しづらい地域と思われるからです。そこは、労使コンセンサスをもって議論いただくほうがよいと思われます。

審議会だけの議論ではなく、労使のトップの認識を踏まえた上で金額が決まるのが良いと思われます。

○新宮会長

上野委員と私との認識は少し違いますが、特定最低賃金は、地域別最低賃金の業種をリードするという形になっています。むしろ、特定最低賃金の使命を労働界の間で議論できて、この状況の中で、引き上げは困難だよと労使の中コンセンサスをいただけたら、我々公益としてもやりや

すいなという感じです。

これまでは、影響率の人、何人以上だから出ましたというだけでしたけれど、少しそこは立ち入った形でその議論を交わして必要性の議論に資する形でお示しいただくといいじゃないかという気がしますけど。

○玉川委員

かなり個別な感じですね。労使協定それぞれが、電気の業種とえば、パナソニックさんもあれば福井村田さんもあり、それぞれの業界における企業の考え方があると思うので、そこをどこまで賃金を出せるのかということ、なかなか難しいというか、分からない部分があります。

○新宮会長

共通して、今回労働者の生活費の上昇を考慮したとか、いくつか共有した理由とか。

○玉川委員

もちろん、今回、春闘を通じた中で、企業内最低賃金を上げてくださると協定しようといった時に、使用者側から千円と仮に提示があって、了解となる訳ですから、千円にする意味合いはそれぞれお持ちだと思います。そのことをおっしゃるということですよ。

○新宮委員

山埜委員がおっしゃった、申出書の検証という場合の検討とは何を期待されていますか。

○山埜委員

「どのように労働協約を交わしたのか、どういうふうにして企業内の最低賃金を決めたのか」ということです。

申出書が出てくる3分の1以上の企業は、比較的大きな企業、賃金が高い企業から出てきているイメージがあります。

その申出書の中で最低の賃金額を、今回の特賃の最高の基準とするというルールが、産業全体に与える組み立てとといいますか、大手の企業と零細の企業の中で、3分の1以上が、賃金が高い企業で千円以上の協約を交わしている。

我々はそれだけ支払っているのだから零細企業も我々に追随するように、特定最低賃金を上げなさいよというなら、方針として産業全体が活性化して、例えば、繊維業なら繊維の求人が増えて、全体的に活性化する狙いなのか、そこまで考えているのかどうか。

このような議論をすると、その業種は、福井県の中核的なリードする企業としてふさわしい産業だと分かります。全然関係ないですと言われるなら、特定最低賃金の引上げ条件に関係ないと思われま。

○玉川委員

まず、特定最低賃金という制度の中で、労働協約と公正競争の二つの申出要件があります。公

正競争と労働協約の大きな違いは、労働協約は3分の1の全体の使用者の3分の1の方の労働協約があるということが前提ですので、高いか安いかではないのです。

労使で協議して協定を結んでくれる関係性を持っているから、結果が得られるのです。

労使で協議ができないところでは労働協約そのものが結べていない訳ですから、我々が言っている労働協約は、きちっと労使で話をして、使用者側も労働者側も理解しあった数値がそこにあると、それを何にもない職場は沢山あるので、そこに情報として提供しています。

電気なり繊維なり、働く労使で合意している金額水準がこれ位ですと示しているのが「労働協約ケース」です。

「労働協約が結べない」、「労使協定ができない」、「労使協議ができない」企業で、果たしてうちの産業でもっとも平準化した賃金の数値なのか分からないところに対して、示していくことが労働協約ケースの役割の一つだと思います。

労働協約を補完する機関として、それが「特定最低賃金という役割の一つ」だと思っています。

賃金の高いところに集まっているとか、安いところは話し合っていないところか、分からないですけど、基本的に労働協約はきちっと労使で協議して、少なくとも自分達の企業で、この電気の産業で働く、繊維の産業で働く、この業種で1時間の賃金として払えるのはこれ位の金額だと言って結ぶのが最低限この金額だという数値です。

その少なくとも3分の1が、申出の要件としてある訳ですから、3分の1の適用者数で集めた結果です。

その中で、なぜ一番最低賃金、低い金額を上限とするかは、そこまでは、少なくとも3分の1の使用者は認めているということですから、だから最低なのです。

3分の1の協定を結んでいる使用者側の最低の金額までは、皆、上ですから、理解できるだろうということで、3分の1以上の使用者が認める金額が労働協約の最低額、だから最低額が改定額の最高額になります。

特定最低賃金の制度という建付けとして、あると理解していただければよいです。

それが3分の1です。

公正競争は別です。単純にそういう協定はないので。我々働く産業は、こんな賃金ではありませんから何とかしてください、あるいは、各企業を回って労働者の代表者に署名を集めて、経済指標をもって疎明資料を準備して、公正競争ケースで準備する改正申出することもできますが、それは何ら使用者側の理解を得られていない指標でしょうと言われてしまうと、それまでです。

だから「労働協約ケース」は重要なんです。

特定最低賃金制度の中では、すごく重要だと言われているはずですよ。

中央等、特定最低賃金が必要かどうか議論されていますが、労働協約ケースの場合は使用者側も認めざるを得ないということでの制度維持だと、保たれていると思っています。

我々は、あくまでも公正競争ではなくで、労働協約に拘って、いろいろ回ったりしてお願いをしてきていますが、その制度上の建付けと、先程、山塾先生が言われた後半のこういうことで産業が活性化するという事は、使用者の中の一部には、もちろん考えてらっしゃると思います。

もちろん、うちの企業の中で働く1時間単価としては、ここまでは出すべきやなというお考えで出している金額・数値だと思います。

決して、全体を意識して、この金額は中小企業も、大企業も同じ数字で行けるだろうと、そこまで含めて出している金額・数値とは思えません。

少なくとも御自身の企業の中で、労使協定として結ぶ金額・数値としては、しっかりと考え、使用者側と労側が歩み寄って出てきた金額・数値だと思います。

後半の質問は、そこまでは思ってたっしやる経営者がいるかはわかりませんが。でも我々は、その出せるだろうという数値が3分の1以上の使用者の方々の金額・数値であるということは間違いないということで、これを他に労使協議できないような職場に広げていくということについては、十分根拠と使命を持っていると思っておりますので、それが特定最低賃金の意味合いだと思っています。

そういうふうに思っているのですが、労働協約そのものが使用者側の先生方から、中身はどうかと言われれば、良い企業ばかり集めているから高いでしょう、安いところはどうするのという話になるので、労働協約を結んでいる使用者側が、なぜこの金額なのかという考えをもうちょっと御理解頂くというか、使用者側としてもこの金額が必要だという出し方ですから、我々の主張とする、もうちょっと重要視していただき、労働協約ケースを考えて扱っていただきたいというのは、つまり、労働協約についての労使の議論は賛成です。

○山埜委員

まあ、大手だから最低賃金を高くできると単純に思ったものですから、そこの大手企業と本当に最低賃金ギリギリのところまで切磋琢磨している企業との関係性がよく分からないので、そういうところで検証をしていただくと、産業全体として最低賃金をいくりにするのが妥当かという答えが出てきそうな気がしたものですから、そういうことを申し上げました。

○新宮会長

大手企業と大手以外と区別してということですか。その水準は大手企業だから出せるという。

○山埜委員

昨年もありましたように、当該年度の地賃より下回るところで協約したところがありましたよね。そういうところも沢山あると思いますので。

○新宮会長

それはもう、地賃の上げ幅が大きいから、特賃に追い付いてしまっている現状の反映かと思います。その辺は、我々としても十分考慮すべきことだと思います。そういう現実があるということ。

○玉川委員

おっしゃったとおり。特定最低賃金で、昔は地賃にプラス50円とか100円とかの時代もあったように、我々としては10%以上優位性がないと意味合いがないという時代もありましたが、今は地賃が上がってきたが故に3%、下手すると1%という数値になってきているので、企業内最

低賃金を結ぶ際に、今、888 円ですけど、うちの繊維で働く企業として 888 円よりも高く設定したい、あるいはもっと価値があると、900 円だとして協定を結んでいても、今年の 8 月の改正で 950 円だとなったら下回るわけです。

それは当然 888 円に対してどうだったかということで、我々が疎明資料として上げる必要があるかという 950 円の場合にはなくなりますよ。

当然、もう上がるので、それは疎明資料としては不適切ですから外さざるを得ないわけです。

それが 3 分の 1 をクリアできない、若しくは大多数が 950 円以下なら、それは審議になりません。必要性がないということですから。それが少なくとも 10 円とか 20 円とか高ければ、改正の必要性があるというふうに判断いただくことが必要だと思っています。

一方で、百貨店・総合スーパーで地賃が上がった場合に、プラス 20 円出すというふうに行っているのは、まさしく地賃の上げ幅が如何なる場合でもうちの企業では 20 円は高くすべき水準として持っている使用者側の意思だと思っていますので、昨年も認めていただいたとおりですけれども、今年いくら上がるのかが企業内最低賃金でも議論になっていると思います。

繊維とか、機械とかでも今回大きな地賃だということで、今、集めて頂いていますけれども、実態はどうかといったところです。以前より厳しくなっているところもあるでしょうし、こういう時だからこそ上げるという企業内最低賃金もあると思います。

○新宮会長

その辺りを業種ごとに、丁寧に申し出内容を含めて説明して頂きながら、場合によっては必要性の審議を 2 日間、2 業種づつ 2 日間かけて、今年は納得のいく業種について特賃の専門部会を設置する段取りで行ければいいかと思いますがいかがでしょうか。

○山本委員

説明するというのは、今年 3 月もしくは 4 月に締結した労働協約の最低賃金若しくは初任給を妥当性で出す。それには、1 月、2 月の連合の働く側の物価だとか、地域での採用を促進させるために、自分たちの優位性を求めていこうということで、それぞれの企業の中で労使協議をやった結果が、私たちが出す労働協約そのものであるわけですね。

そうなったときに、100 円上げました、200 円上げましたは 100 社あれば 100 社それぞれあって、1 個だけの理由では当然ないわけです。

そもそも業績が回復してきたから、上げられる状態になってきているから本来 200 円のところを 100 円だと、当然バランスが出てくる。それは経営側も一緒に、全ての組合からどういうポイントで妥結したか、要求の趣旨にあるインフレだったり、物価の上昇、生涯年収だとか、地域との差を見ながら最低限引き上げる要求を全員で立てて、それに基づいてそれぞれの会社が妥結した結果である。

私たちが説明できるのですが、使側も説明できないと。本当に合っているのかどうか、労側だけでやると。労側のフィルターが掛かっているから、都合の良いことしか言わない。

お互いがどういう視点で合意に至ったのかということが出てこない、合致することは出てこないのではないのでしょうか。逆に言えば、公益の方たちが参考になり得るためには、お互い同じ

時点での決まった経過を報告しあうことが効果的だし、来年、再来年にも繋がっていく取り組みだと思います。

○新宮会長

おっしゃるとおりだと思うのですが、労使協定の過程で使側の納得点というのがこういうものだというものがないと、個別企業のことを我々が知りたいわけではない。

つまり、特定最低賃金は、ある業種について決めたいわけですね。でも個別企業がバラバラなのは分かっていることです。大事なことは、なぜ今年は昨年よりも労使協定の額がこんなにも上がったのか、あんまり上がらなかったのか、それは使側はどういう納得の仕方をしたのか、説明がなされると、それはその業種の今の状況について上げるべきか、必要ないかの判断材料になるような気がする。

つまり、「労使協定でこうなりました。なかなか上手くいっている大きな会社の話です、あなた方も追随しなさい」と言われても、よく分からないところがあるわけです。業界としてこんな判断をしている。労働者に対してこういう配慮をしているということについて使側は、どう納得しているのかということも含めて、場合によっては説明していただくと分かるところもあるのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

○山本委員

それは、お互いじゃないかと。1,000円くださいと言って500円だった場合には、値踏みをされた使側の論理があるわけです。

それはお互いの情報でやり取りをしないと、労使の中でどこをポイントで合意点を見いだせたのか繋がらないのではないのでしょうか。

○新宮会長

分かりますけど、使側には労使協定の当事者はいますか。つまり、労使協定で自分たちは何を話したのか情報を提供して頂いてもいいのではないかと申し上げているのです。きちんと労使協定の中身を検証したいわけですね。

もちろん審議の問題がありますので、都合の良いことばかりを言っても頂いても困るのですが。ある意味、こういう理由で使側も納得して出てきた、労使協定の締結のプロセスでどういうことが話されて、そういう過程に至ったのか。連合がこう頑張っていて、こうなりただけではわからない感じがするのです。使側の意見を言えと言われても労使協定を出したところには係わっていないわけですね。当事者がいないですね。

○山本委員

ここには使側がないという事ですね。

○山田委員

我々の会社は、経営者協会に入っていますから、そういう意味では経営者協会の方で弊社の社

長に聴取することは可能だと思います。

○山本委員

特定最賃を含めてですけど、業種も使側が揃っていないと話にならないということではないですか。

○新宮会長

そうかあるいは、紳士協定というか、労側がこういう理由で使側が納得したという説明をしていただくとかですね。

○玉川委員

いかがですか、機械は。

○新宮会長

今やりたいと言っている訳ではなく、そういった形での労使協定の検証は可能かと申し上げています。それが不可能だというなら、ほかの方法を考えなければなりません。

○九野委員

今、こちらに求められているものは、使用者側の合意した見解も我々が持って来るように、そういう意味でしょうか。

○新宮会長

労使協定の使用者側の意見とおっしゃったのは、そういう意味ではないのですか。

○玉川委員

もっと簡単に言いますと、労使協定で3分の1以上の使用者側の理解が得られたのが労使協定ですと、なおかつ、労使協定の最低額というのが、今の地賃よりも遥かに高いですよ。

この条件だけで改正の必要性があるでしょうというわけです。

だから普通ですと、労働協約ケースで出されて実質的な賃金の差がこれだけあったら、もう既に審議入りでしょう。本来なら認めて頂くべきではないですか。そこを理解して頂かないと労使協定そのものも理解をされていないということではないですか。

少なくとも、使用者側の先生方も、仲間に、くしくも山田委員が言ったとおり、労使協定を結んで、例えば電気という産業では1,000円出すべきだと思って協定を結んでいると我々は認識していますから、そこが特定最低賃金の改正の必要性がないとしたのは、福井村田の社長が必要性ありと思っているから1,000円出しているのではないですかと私は言いたいのです。

ですから、労使協定が出されている以上、先生方が反対するのは3分の2の意見を重要視してくれというのは分かるのです。分かりますけど3分の1の要件をクリアしながら金額差がこれだけある以上、そもそも必要性が存在しているでしょう。ということが特定最低賃金の申出と必要

性を認めて頂くべき条件が揃っているはずだと思っています。だから特定最低賃金制度があるはずなんです。

○新宮会長

労使協定で決まった最低賃金額は、それ以外のところにも当てはめられたら望ましいけど、それが出来ないから特賃という場所に来るけれども、当てはめられないのは、それぞれの事情を考慮しなければならないからではないのですか。単に、労使協定の当事者がいないだけでなく、かつ、労働組合がないことも含めて、いろいろな状況があるわけですね。そうした中で、そんな額支払えませんというところもあるわけですね。そうすると今の状況では飲めませんという議論だってあり得ますよね。

○玉川委員

だから協定の最低額が、改定の最高額ということなんです。差が大きければ、必要性が高いのですが、低くなれば低くなるのですが、だけど上げる幅は小さくても上げる要素はありますよね。上げる幅は改正審議の中でいくりにするか議論は必要なんです。

我々が判断するのではなくて審議会で判断すればよいのです。改正の必要性が必要ないとか、特定最低賃金が必要ないとか、そんな話をするべきかということを手前も申し上げたつもりなんです。

改正の必要性があるかどうかというのは、労働協約が3分の1で結ばれていて上限が揃っていて、金額差がこれだけあるのですから改正の必要性については認めて頂いて、後は幾らにするかは当事者間の労使で議論したうえで、差は100円あるけど、状況を見れば10円だね、5円だねでいいと思います。そこは差があるけど、今回は、上限がある中でゼロだという数値も、労働局はダメだと思っていますが労使の当事者がゼロにしようと言えば、それはありだと思います。というのが制度上の特定最低賃金だと思っています。

○新宮会長

まあ、要するに特定最賃の審議に出てくる申出書を含めたいろんな中身について、きちんと議論できる状況を作りたいわけです。出せば特賃の審議に必ず乗るべきだというのが言い難いのは地賃が物凄く上がっているというのが、非常に気になるわけです。それは経営者にとって厳しい状況なわけですから、それを全く無視して、そうなりますお願いしますというわけには行かない状況なのです。そこに何か説得力を加えてほしいという願いをしているのです。

○玉川委員

我々もそうです。差額がどんどん無くなってしまって、優位性そのものが無くなってきているので、そういう意味では先生方が言うような必要性については、非常に昔に比べれば薄いとか少なくなっていることは理解しています。慎重に御審議いただけるのは重要だと思っています。そのうえで労働協約にこだわって使用者側と話をして毎年の企業内最低賃金協定をして、この条件を整えて、申出をしますのでそこは汲み取って頂きたいというのが正直な気持ちなん

です。

○岡崎会長代理

繊維の時に、最初、公正競争だったのを組合側が一生懸命に頑張られて、協定を集められて今の状況に持っていかれたでしょう。

あの時、当時の委員だった峠岡氏も「なかなか頑張った」とおっしゃってましたけど、その努力をされることについて労働協約のハードルの高さはよく存じ上げておりますので、そういう点で重んじるべきだとは思いますが。

ただ一方において、今の仕組みの中において、労使のイニシアティブに基づいて最終的には全会一致という制度の枠組みがある以上、やっぱり労働側もよく理解して頂きたいですね。こういうシステムなんだ3分の1集めたんだ、それが地域別最低賃金とこれだけ離れているじゃないかといっても、そういう枠組みの中で労働側と使側とのイニシアティブで一つ一つの合意に基づいて全会一致で決めるわけですから、使側にもエクスキューズを与えて頂かないと上手くいかないだろう。

こういう仕組みですから。十分に御理解いただいたうえで、自分たちとしては制度としてはこうだけど、さらにこうだと説得できる材料を、我々に提出して頂きたい。会長がおっしゃったのは、そこだと思うのです。今までの議論に、さらにもう一步、データが欲しいと思います。

そのデータを基に審議させていただけないでしょうか。労働側も協定の3分の1が大変だと分かっているのですが、それにプラスアルファのデータを頂戴したうえで、先ほど言いました全会一致のシステムの中における当審議会をできるだけ上手い形で議論させていただけるように御配慮いただけないかというのが、公益側の意見だと思えます。

○新宮会長

繊維なら繊維、機械なら機械、電気なら電気で今年は、こういうことを考慮又は理由に挙げたということ、業種の特徴みたいなものが出てくるのが欲しいですね。

どこでも通用する話だと、何となく前も上がってきたから上げるんだという話になってしまうので、今年物価高になってこうなったとか、その業界ではなかなか制約があった中でも頑張ってもらったとか、業種の特性とか、それを上げる上げない審議をする理由があると、こういうことを考慮した方がいいのではないですかという議論ができるのではないのでしょうか。

難しいことを言っている気が自分でもしますが、なかなか使側の方を説得するのも難しいし、使側の方も上げるのは難しい状況にあるので、こうした中で納得を得るかということが、イニシアティブを持っているだけに責任は重いですから、そこをどのように説得するかを労働側も是非お願いしたいし、公益を助けてほしいと思えます。

すみません、議論が長引きましたが、どういう可能性があるかということ、また今後の審議会で検討していくこととして、最低限お願いしたいのは、なるべく申出内容について、少し立ち入った説明をお願いして、それぞれ業種ごとに必要性の審議をきちっとできる、いろんな材料を提供していただけるとありがたいと思えます。

使側につきましても、もし難しいということであれば、そのことを含めて、本質論に行ってし

まうと、そもそも特賃が必要なのかという議論は、いつかの段階でお願いしようと思っているのですが、今年度のスケジュールが終わった後できちっと議論する機会を持ちたいなと思っております。

なので4業種について、中には一つの産業の中で特定の業種だけ未満率が高いというものがあったら、そこだけ外して、新たなものを作るというような可能性も考えて特賃を持続させるとか、それも無理な状況だとか、そういう議論をする機会はちゃんと持ちたいと思っています。これは前から使側から御提案いただいていた、「毎年そんなこと言われている」と言われて、私もそのとおりだなと思った次第です。

○山本委員

会長の御意見をお聞きすると、今年の最低賃金若しくは特定最低賃金に当然係る話もあれば、ゆくゆくは福井としての特賃、地賃の在り方を含めた判断材料を含めた意見をずっと重ねていて、進んでいきたいというように聞こえます。

とするなれば、労側も使側も全てをシャットアウトする気はないと思うので、必ず今年度の改正に役立つかどうかは別にしても、その辺は労使協議も含めて調整してもらわないと、今日この場でやりますかと言われてもなかなかだと思えます。

○新宮会長

もちろん、それは提案しているだけで、やりますと決定しているわけではないので、皆さんの御了承を得たうえでやるつもりです。そんなこと必要ないとなれば、開かないということになるのかな。できれば御協力をいただきたいと思えます。どこかの段階で、きちんと整理して本来の趣旨に合っているなら、すべきだという議論もあると思えますし、その辺を毎年なぜこれをいうかという、本質論と必要性がいつも被ってしまうのです。そもそも特賃の意義がないというされてしまうと、その業種ごとの議論が出来なくなる。これが困る。それを永遠毎年やるべきですか。それはまずいのではないかと。本当に必要ないなら切ってしまう方がいいし、必要なら毎年の必要性の審議をやっていけばよいのではないかと。というような理解ですが、皆さんいかがでしょうか。

というわけで、今回長引いてしまいましたけども、今回の結論としましては、小委員会も置かないし、事前の労使協議もやらないと。

○玉川委員

それは、開かないというか、審議会としてどうこうという事ではない、という理解をお願いします。

我々は労使で、別なところで。

○新宮会長

禁止するわけではありませんから。お話しされるのは自由ですから。やって頂いて結構ですけど、ここで公式のものとしてはやらないし、審議会外としてもこの参考意見としてのものとし

てはやりません。

ただ、個別に労使で話し合うことは是非、お願いしたいと思います。

一応、必要性審議につきましては、日程を2日位予定しておいて、きちんとした形でやらせていただくということによろしいでしょうか。

〈全員了承〉

はい。ありがとうございます。

じゃ、日程案について事務局からお願いします。

〈日程（案）を机上配付〉

○木村賃金室長

それでは、別添の令和5年度の特定最低賃金の審議会日程表（案）を御覧ください。

まず、お示した本審議日程については、特定最低賃金の改正決定の必要性の諮問の際、改めて御審議いただきたいと考えております。

8月23日（水）午前10時から異議審に係る第504回審議会を予定しておりますが、その回において、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問を予定しております。

必要性の審議につきましては、9月12日（火）、9月14日（木）としてみました。

次に、特定最低賃金改定の必要性が「有」となった業種の専門部会についてですが、特定最低賃金改定の専門部会も、先ほど議題（2）の福井県最低賃金の改正に関する調査審議同様、最低賃金法第25条第2項に基づき、専門部会に付託することになります。

従いまして、9月14日開催予定の第506回審議会当日より福井県最低賃金専門部会の労働者代表委員・使用者代表委員の推薦公示を開始し、公示期間については、審議会開催日が、9月14日（木）の場合、9月28日（木）までの約2週間を予定しております。

なお、公益代表委員につきましては、労働局長が適任者を任命することになっておりますし、公労使いずれの委員につきましても、本審の委員が専門部会委員を併任することが可能となっております。

また、第506回の審議会での諮問を受けて、専門部会の設置とは別に、関係労使の意見をお聴きする必要がありますので、審議会開催日が、9月14日（木）の場合、10月4日（水）までの約3週間、金額改正に関する意見聴取の公示を実施する予定としました

専門部会の審議は、1業種2時間（1日）を2回（2日）程度、最大4業種で8日間を10月10日（火）～20日（金）に開催する予定とさせていただいておりますが、委員のご都合による少々の変更は可能です。

次に、第507回審議会についてです。10月20日（金）の専門部会までで結審としますと、10月25日（水）に開催予定としました第507回審議会にて、採決を実施する予定とさせていただいております。

なお、答申後の手続きとしましては、同日より異議申出の公示期間を15日間設け、異議申出がなされた場合は、11月10日（金）午前中に予定している第508回審議会にて異議申出に関する審議を実施する予定とさせていただいております（表のとおり同様に予備日も設定しております）。

なお、第 508 回審議会につきましては、仮に異議申出がない場合であっても、異議申出がないことを報告させていただくため、行う予定としていますので、何れにしても同審議会は開催させていただきますこととなります。

以上、特定最低賃金審議会の審議日程（案）を説明しました。

○新宮会長

ありがとうございました。

今ほどの事務局から説明がありました、特定最低賃金の審議日程（案）について、状況はお分かりいただけだと思います。

御意見はありませんでしょうか。

〈意見無しを確認〉

では、本年度の特定最低賃金の審議日程は、この案により進めることといたします。

○新宮会長

最後に、「その他」ですが、委員の皆様から何か意見交換などはありますか。

〈発言無しを確認〉

なければ、事務局から説明と今後の案内をお願いします。

○木村室長

はい。

前回、特定最低賃金の廃止手続きに係る説明と、審議会の公開状況について情報提供を求められたところです。

最初に、特定最低賃金の廃止手続きを説明します。

〈廃止の手続きについて資料に基づき説明〉

次に、全国の審議会の公開状況について説明します。

〈事務局で現在わかっていることについて事務局説明〉

最後に、今後の御案内です。

繰り返しになりますが、専門部会委員の推薦期日は7月19日（木）でございます。

よろしく申し上げます。第1回専門部会が、7月26日（水）、場所は春山合同庁舎14階福井労働局会議室になります。開始時刻につきましては、日程調整は任命手続の中で、速やかに実施させていただきます。本審につきましては、次回、第502回本審は、8月1日（火）13時30分～の予定です。場所は、福井市開発1丁目の福井労働基準監督署2階会議室になります。

開催通知は、改めて郵送させていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○新宮会長

ありがとうございました。

では、本日の審議会はこれで閉会とします。御苦勞様でした。

(閉 会)